第2章 労働委員会の活動

第1節 労働争議の調整

1 概 要

(1) 概 況

平成28年中の調整事件の新規申請件数は7件で、前年からの繰越2件を含め9件の うち8件が終結し、1件は翌年へ繰越しとなった。(第1表)

(2) 新規申請状況

ア 申請者別

新規申請の7件は、全て組合からの申請(うち合同労組※からの申請は3件)であった。(2 調整事件の処理状況一覧)

※企業の枠を超えて一定の地域で組織され、個人で加入できる組合のこと。

イ 申請月別

申請月別にみると、2月が1件、3月が2件、4月が2件、9月が1件、11月が 1件であった。(第2表)

ウ 企業規模別

企業規模別にみると、従業員1人以上9人以下が2件、20人以上49人以下が2件、100人以上299人以下が1件、300人以上が2件となっている。(第3表)

エ 業種別

業種別にみると、「運輸業、郵便業」が3件、「サービス業」が2件、「医療、福祉」及び「複合サービス事業」が各1件となっている。(第4表)

才 調整事項別

調整事項別にみると、「団交促進」に関するものが3件、「その他賃金に関するもの」及び「解雇」に関するものが各2件、「組合承認・組合活動」に関するもの、「賃金増額」に関するもの、「一時金」に関するもの、「休日・休暇」に関するものが各1件、「その他」が2件となっている。(第5表)

(3) 終結状況

ア 終結形態別

終結状況を形態別にみると、解決が2件、打切りが4件、取下げが2件となっている。(第6表)

イ 業種別

終結状況を業種別にみると、「運輸業、郵便業」が3件、「医療、福祉」及び「サービス業」 が各2件、「卸売業、小売業」が1件となっている。(第7表)

ウ 調整事項別

終結状況を調整事項別にみると、「団交促進」に関するものが4件、「一時金」

に関するものが3件、「その他の賃金に関するもの」及び「解雇」に関するものが各2件、「組合承認・組合活動」及び「休日・休暇」に関するものが各1件、「その他」が2件となっている。(第8表)

工 係属日数別

終結した8件の係属日数については、最短13日、最長108日であり、平均係属日数は44.5日であった。(第9表)

第1表 調整事件取扱状況

(単位:件、%)

年	2	86年	2	27 年	28年		
区分	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
前年からの繰越し					2	22.2	
新規申請	6	100.0	3	100.0	7	77.8	
計	6	100.0	3	100.0	9	100.0	
終結件数	6	100.0	1	33.3	8	88.9	
翌年への繰越し			2	66.7	1	11.1	

第2表 月別新規調整事件申請状況

(単位:件)

年月	1月	2 月	3 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	計
26年	1	2		3									6
27年										1		2	3
28年		1	2	2					1		1		7
計	1	3	2	5					1	1	1	2	16

第3表 企業規模別新規調整事件申請状況

(単位:件、%)

区分	2	26年	2	27年	28年		
企業規模(人)	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
1~9					2	28.6	
10~19	1	16.7	1	33.3			
20~49	4	66.7			2	28.6	
50~99			1	33.3			
100~299	1	16.7			1	14.3	
300 以上			1	33.3	2	28.6	
合 計	6	100.0	3	100.0	7	100.0	

第 4 表 業種別新規調整事件申請状況

(単位:件)

		(.	毕1江:1十)
年 業種	26 年	27年	28年
建設業		1	
製造業	1		
運輸業、郵便業	2		3
卸売業、小売業		1	
生活関連サービス業、娯楽業	1		
教育、学習支援業	2		
医療、福祉		1	1
複合サービス事業			1
サービス業			2
合 카	6	3	7

(注)・該当する業種のみ掲載

第5表 調整事項別新規申請状況

(単位:件)

調整事	事項 年	26 年	27年	28年
組合	合承認・組合活動	2		1
協彩	り締結・全面改訂			
協彩	り効力・解釈			
	賃金増額			1
	一時金	1	2	1
任	諸手当	1		
賃金等	その他賃金に関するもの	1		2
等	退職一時金・年金	1		
	解雇・休業手当			
	小計	4	2	4
	労働時間			
	休日・休暇	1		1
給与	作業方法の変更			
給与以外	定年制			
/ 1	その他の労働条件			
	小計	1	0	1
	事業休廃止			
	企業合併・事業譲渡			
経営	人員整理			
経営又は人事	配置転換			
人事	解雇			2
₹'	その他の経営人事			
	小計	0	0	2
福禾	11厚生	1		
団ダ	ど促進	2	3	3
事前	前協議制			
そ	の他	1		2
	合 計	11	5	13

(注)・1つの事件について該当事項が複数の場合があり、取扱件数とは一致しない。

第6表 調整事件終結状況

(単位:件)

	取扱	处件数			;		翌年への		
	前年からの 繰越し	新規 申請	計	解決	打切り	取下げ	不開始	計	繰越し
26 年		6	6	3	3			6	_
27 年		3	3		1			1	2
28 年	2	7	9	2	4	2		8	1

第7表 終結形態別 業種別調整事件終結状況

(単位:件)

終結形態		26	年			27	年			28	年	
	終出	F	为 訓	7	終起		内 訳		終紅	F	勺 訓	5
業種	終結事件数	解決	打切り	取下げ	終結事件数	解決	打切り	取下げ	結事件数	解決	打切り	取下げ
建設業					1		1					
製造業	1	1										
運輸業、郵便業	2		2						3		2	1
卸売業、小売業									1	1		
生活関連サービス業、娯楽業	1		1									
教育、学習支援業	2	2										
医療、福祉									2	1	1	
サービス業(他に分類されないもの)									2		1	1
合 計	6	3	3	0	1	0	1	0	8	2	4	2

(注)・該当する業種のみ掲載

第8表 調整事項別調整事件終結状況

(単位:件)

	þ .		96	左			97	年			20	年	江:件)
	年	26 年 終 内 訳								1			
		終結		内 訴	1	終結		内部	1	終結		内 訴	7
		終結事件数	解	打切	取下	終結事件数	解	打切	取下	終結事件数	解	打切	取下
調整事	項	数	決	93	げ	数	決	97	下げ	数	決	99	下げ
組合	承認・組合活動	2	2							1		1	
協約	7締結・全面改訂												
協約]効力・解釈												
	賃金増額												
	一時金	1	1							3	2	1	
恁	諸手当	1		1									
賃金等	その他賃金に関するもの	1		1						2		1	1
等	退職一時金・年金	1	1										
	解雇・休業手当												
	小計	4	2	2	0	0	0	0	0	5	2	2	1
	労働時間												
	休日·休暇	1		1						1		1	
給与以外	作業方法の変更												
以以	定年制												
91	その他の労働条件												
	小計	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
	事業休廃止												
	企業合併・事業譲渡												
経営又は人事	人員整理												
又	配置転換												
人	解雇									2		1	1
争	その他の経営人事												
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1
福利	 厚生	1		1									
団交	促進	2		2		1		1		4	2	1	1
事前	ī協議制												
そ	の他	1		1						2		1	1
	合 計	11	4	7	0	1	0	1	0	15	4	7	4

⁽注)・1つの事件について該当事項が複数の場合があり、取扱件数とは一致しない。

第9表 係属日数別終結状況

(単位:件、日)

日数年	9 日 以内	10日 ~19日	20 日 ~29 日	30 日 ~39 日	40 日 ~49 日	50 日 ~59 日	60 日 以上	平均係属日数
26 年		1		2	1	1	1	39.7
27 年			1					21.0
28 年		1	1	2	1	2	1	44.5

2 調整事件の処理状況一覧

事件番号	種別	申請	業種	従業員数	組合員 数	申請受付日終結日	係属日数	調整回数	あっせん員 (指名年月日)	調整事項	終結状況
27 (あ)	あっせ	労	医療、	1045	318	H27.12.17	50	1	(公) 松田 (労) 鈴木(洋)	1 年末一時金につい て、議定書を履行し 1. 7か月以上の支給 をすること。	解決
2	せん		福祉	1010	010	H28.2.4		1	(使) 花澤 (H27.12.17)	2 年末一時金に係る誠 意ある団体交渉をす ること。	73700
27 (あ)	あっせ	労	卸売業、小	86	17	H27.12.17	50	1	(公) 松田 (労) 鈴木(洋)	1 年末一時金につい て、議定書を履行し 1. 7か月以上の支給 をすること。	解決
3	せん	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	売業			H28.2.4		-	(使) 花澤 (H27.12.17)	2 年末一時金に係る誠 意ある団体交渉をす ること。	73 0 0
28 (あ)	あっせ	労	運輸業、郵	1000	120	H28.2.3	108	2	(公) 金原 (労) 横田 (使) 金田	1 一時金の増額支給を 求める。 2 上記に係る誠意ある	打切り
1	ん		便業			H28.5.20			(H28.2.4)	団体交渉を求める。	
28 (あ)	あっせ	労	運輸業、郵	41	4	H28.3.14	44	1	(公) 松田 (労) 鈴木(洋)	1 営業所事務所内に 組合掲示板の設置許 可をすること。 2 組合員の有給休暇1 日分を返納すること。	打切り
2	ん		便業			H28.4.26			(使) 久保田 (H28.3.14)	3 営業所所長に対し、 労務管理者としての 再教育をすること。	
28 (あ)	あっせん	労	医療、	5	200	H28.3.24	33	0	(公) 村上 (労) 本原	組合員2名の雇止め問題について、解決を図	打切り
3	ぜん	(合)	福祉	3	(2)	H28.4.25	00	J	(使) 花澤 (H28.3.24)	5.	打切り

事件番号	種別	申請	業種	従業員数	組合員 数	申請受付日	係属 日数	調整回	あっせん員 (指名年月日)	調整事項	終結状況
						終結日		数			
28 (あ)	あっせ	労	サー	30	200	H28.4.5	24	0	(公) 金原 (労) 山崎	組合員3名の問題(解 雇通告、未払い賃金等	取下げ
4	せん	(合)	ビス業	30	(3)	H28.4.28	<i>2</i> 4	U	(使) 熱田 (H28.4.8)	労働債権、パワハラ)の解決を図る。	ΨХ ()
28 (あ)	あっせ	労		3	3	H28.4.27	34	0	(公) 舩越 (労) 横田	1 平成27年7月度賃金 における、「歩合給」 未払いの支払い。	打切り
5	ん		ビス業			H28.5.30			(使) 花澤 (H28.4.28)	2 平成27年9月度賃金の一部未払いの支払い。	
28 (あ)	あっせ	労	運輸業、郵	170	81	H28.9.16	13	0	(公) 松田 (労) 本原	団体交渉の促進。	取下げ
6	せん	(合)	便業	110	(14)	H28.9.28	10	0	(使) 熱田 (H28.9.16)		
28 (5)	あっせ	労	複合サー	600	32	H28.11.16			(公) 松田 (労) 本原	1 繁忙期における長 期雇用の契約社員 と短期雇用のアルバ 小社員との基本時 給の逆転の解消を	翌年
7	せん	D.	ビス事 業	600	(27)				(使) 金田 (H28.11.16)	求める。 2 上記に対しての支部 団体交渉の応諾と 誠意ある交渉を求め る。	越し

- (注)・申請欄の(合)は合同労組からの申請を示している。
 - ・業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し記載した。
 - ・組合員数欄の()は当該事業場に係る人数を示している。

3 労働争議の実情調査

(1)概要

平成28年中に労働関係調整法第37条に基づく公益事業の争議行為の予告通知を受け、労働委員会規則第62条の2の規定により実施した実情調査対象件数は5件(うち2件は前年からの繰越し分)であった。

なお、平成28年中に予告通知のあった事件で、実際に争議行為が行われたものはなかった。

業種別区分

組合の業種別は次のとおりである。

運輸業、郵便業	3件
医療、福祉	2件

(2)争議予告件数

ア 月別件数

(単位:件)

(単位:件)

				(+ ±:11)
年 月	千労委へ	経由	中労委から	計
28年1月				0
2	1		11	12
3	1		21	22
4			5	5
5			2	2
6			2	2
7				0
8				0
9			1	1
10	1		6	7
11			13	13
12				0
計	3	0	61	64

イ 年別件数

年 区分	千労委へ	経由	中労委から	計
26 年	6	1	57	64
27 年	5	1	60	66
28 年	3		61	64

- (注)・「千労委へ」とは、当委員会あてに新規に通知のあったもの
 - ・「経由」とは、争議行為が本県を含む2以上の都道府県に及ぶため、当委員会を 経て中労委に通知されたもの
 - ・「中労委から」とは、争議行為が本県にも及ぶものとして、中労委から連絡のあったもの(争議行為の予告通知は、その争議行為が2以上の都道府県にわたるものであるとき又は全国的に重要な問題に係るものであるときは、中労委に報告することになっている。)